

「容量市場業務マニュアル 容量停止計画の調整業務編（対象実需給年度：2024年度）」に関する意見募集に寄せられたご意見および本機関回答

項番	頁	ご意見	回答
1	4	<p>容量停止計画の提出までの期間が短いのではないかと。精度の高い停止計画の作成は困難と思われる。</p> <p>実需給年度2年前の4Q以降、計画の変更ができないことで実需給年度に停止計画が大きく変更となる可能性があるのではないかと。</p>	<p>容量市場は実需給年度2年前に容量停止計画の調整を行い、実需給年度1年前に調整結果等を踏まえて追加オークションの開催判断を行い供給力を確保する仕組みとなっております。したがって実需給年度2年前に作業停止調整を実施し、作業計画を確定させることとしています。</p>
2	4	<p>図1-1を見ると実需給年度の2年前以降、容量停止計画の提出・調整は原則禁止と記載されている。一方で、容量確保契約約款では、前月末の提出や前週火曜日までの提出が記載されており、提出を原則禁止とするのはこの約款の記載と矛盾するのではないかと。この点、本マニュアルの対象が「調整不調電源を判断する目的での容量停止計画の提出」に限定されており、その目的での容量停止計画が2年前以降は原則提出できないということであれば、約款とは矛盾しないと理解。この理解で正しければ、誤解の無いようにその旨明記願いたい。</p>	<p>ご認識のとおり、本マニュアルは実需給年度2年前から実施する容量停止計画の調整業務を対象としております。</p> <p>ご指摘の内容につきまして手続明確化のため、業務マニュアルに反映いたします。</p> <p>なお、実需給中の計画停止のリクワイアメントにつきましては今後公表される業務マニュアルをご確認ください。</p>
3	5、27	<p>図中「供給信頼度評価の算定」とあるが、事業者の調整期間を確保するためにも、供給信頼度評価の算定結果については、迅速に共有いただきたい</p>	<p>調整期間中において、毎営業日に変更された容量停止計画を反映し、供給信頼度の確保状況を確認し、容量提供事業者に提示する予定です。</p>

項番	頁	ご意見	回答
4	6	<p>P6の「1.3 本業務の対象となる容量停止計画」について質問させていただきます。</p> <p>夜間の出力抑制を自治体から要請される事例がありますが、この分を織り込んで計画として提出する必要があるでしょうか？</p> <p>マニュアルのP6に「③従来からの地元自治体との協定等の履行に伴い出力停止等する場合」とあるので、対象になるとは思います確認させてください。</p>	<p>容量停止計画の提出基準については、応札時点で地元自治体との協定等の履行に伴い出力停止等を行うことが判明している場合が対象となります。</p> <p>供給計画と同様の考え方で容量停止計画を提出してください。</p>
5	6	<p>(確認) 1.2項に対象電源として「差替先となった電源等」とあるが、容量停止計画調整以降に差替する場合、容量停止計画の調整やその経済的ペナルティは、以下のようなケースが考えられるが、どのようになるか。</p> <p>①他電源等と同様に容量停止計画の追加・変更は認められず、差替元電源等の容量停止計画を遵守する。(再調整にて、通常の作業調整により科される経済的ペナルティの1.5倍が科される場合がある。)</p> <p>②差替先電源等の容量停止計画で再調整する。(再調整する場合には、通常の作業調整により科される経済的ペナルティの1.0倍となる。)</p>	<p>電源を差し替える場合は、差替元のリクワイアメントを満たす必要があります。したがって、容量停止計画調整後に電源を差替えた場合は、差替元の容量停止計画を順守する必要があります。容量停止計画の変更により供給信頼度確保に影響を与える場合、通常の作業調整により科される経済的ペナルティの1.5倍の経済的ペナルティが科される場合があります。</p>
6	6	<p>「1.2 本業務の対象となる電源等」について、②の差替先となった電源等が変動電源（アグリ）、発動指令電源である場合は、容量停止計画の調整対象外という理解で相違ないでしょうか。</p>	<p>電源を差し替える場合は、差替元のリクワイアメントを満たす必要があります。したがって、容量停止計画調整後に電源を差替えた場合は、差替元の容量停止計画を順守する必要があります。</p>
7	6	<p>「1.3 本業務の対象となる容量停止計画」の①については、ガイドラインに基づき、供給計画に停止電力を計上した停止計画のみが容量停止計画の調整対象となり。逆に日数が短いなど、停止電力として見込んでいない停止計画については、本業務の調整対象外という理解で相違ないでしょうか。</p>	<p>容量停止計画として提出される作業計画は、供給計画に計上している供給力と整合を図っていただく必要があります。供給計画は「電力需給バランスに係る需要及び供給力計上ガイドライン」に基づき作成されると考えており、容量停止計画においても同様の考え方で提出していただく必要があります。</p>

項番	頁	ご意見	回答
8	7	注1：定期補修のただし書き、「ただし、日数が短く休日等の軽負荷時に実施可能な場合は～」とありますが、どの程度の日数が短いと判断されるのか、具体的な日数等を例示をしていただけないでしょうか。	容量停止計画として提出される作業計画は、供給計画に計上している供給力と整合を図っていただく必要があります。供給計画は「電力需給バランスに係る需要及び供給力計上ガイドライン」に基づき作成されると考えており、容量停止計画においても同様の考え方で提出していただく必要があります。
9	7	計画補修による停止電力の算定について、容量市場で用いる調整係数は供給計画向けと異なり作業停止が考慮されていないため、期待容量は停止作業を考慮していない値であり、容量停止計画では別途作業日数から算出される停止電力を期待容量から引いて出力可能容量を算出する必要があるという理解でよいか	調整係数は容量市場と供給計画において同様の方法にて算出されています。容量停止計画は、作業日数から算出される停止電力をアセスメント対象容量から引いて出力可能量を算出していただきます。
10	7	「注4：応札単位に電源が複数ある場合」において「ただし、作業停止計画などを踏まえて応札容量を決定している場合、各号機の計画補修時においても出力可能量の合計値が応札単位のアセスメント対象容量を下回ることがなければ、容量停止計画の提出を省略することができる」とあるが、同一発電所各号機内での出力融通により必要な容量を確保できるのであれば容量停止計画の提出が不要との解釈でよいか。	ご理解のとおりです。

項番	頁	ご意見	回答
11	7	<p>対象となる容量停止計画として、「電力需給バランスに係る需要および供給力計上ガイドライン」にて定義されている「中間補修」について、定期補修に対して必要に応じて実施される補修とされているが、具体的な日数や工事内容などを伺いたい。</p> <p>なお、「日数が短く休日等の軽負荷時に実施可能な場合は、通常、停止電力として見込まない」とあるが、以下の3点について伺いたい。</p> <p>①「日数が短く」とは、具体的な日数は定義されているか。</p> <p>②「休日等の軽負荷時」とは、例えばGWや年末年始等の長期連休に作業停止させる場合は、停止電力には見込まないとの理解でよいか。</p> <p>③「軽負荷時」とは、具体的にどのような需要状態を定義されているか。</p>	<p>容量停止計画として提出される作業計画は、供給計画に計上している供給力と整合を図っていただく必要があります。供給計画は「電力需給バランスに係る需要及び供給力計上ガイドライン」に基づき作成されると考えており、容量停止計画においても同様の考え方で提出していただく必要があります。</p>
12	7	<p>対象となる容量停止計画は、「計画補修、定期補修、中間補修」と記載されているところ、性能試験等による出力指定や出力抑制については提出対象外、また提出期限後に実施してもペナルティ対象外となると理解して良いか。</p>	<p>容量停止計画として提出される作業計画は、供給計画に計上している供給力と整合を図っていただく必要があります。供給計画は「電力需給バランスに係る需要及び供給力計上ガイドライン」に基づき作成されると考えており、容量停止計画においても同様の考え方で提出していただく必要があります。</p>
13	7	<p>対象となる容量停止計画は、「計画補修、定期補修、中間補修」と記載されているところ、2024年度中に発生する週末停止が生じた場合についてペナルティ対象外と理解して良いか。また、2024年度に入ってから追加作業が生じる場合は都度申告の上供給信頼度の確認を実施するフローとなるのか。</p>	<p>ご質問の内容は、実需給中の計画停止のリクワイアメントとなります。詳細につきましては今後公表される業務マニュアルをご確認ください。</p>

項番	頁	ご意見	回答
14	7	供給信頼度の算定についてどの程度の所要時間を要するのか。また、供給信頼度の算定に長時間を要したことにより補修調整が遅れた場合の扱いについてはどのように整理される予定か。	調整期間中において、毎営業日に変更された容量停止計画を反映し、供給信頼度の確保状況を確認し、容量提供事業者に提示する予定です。
15	7	「注4」に「応札単位に電源が複数あり、計画補修等で出力可能量の合計値が応札単位のアセスメント対象容量を下回る場合は、作業のない電源についても号機単位で出力可能量を提出する必要があります。」とあるが、広域機関殿に作業停止計画から容量停止計画への変換を依頼した場合、作業のある電源の広域受付番号入力シートを提出すれば、作業のない電源の容量停止計画も合わせて作成いただける認識でよいか。	<p>本機関において作業停止計画から容量停止計画の変換は、次の前提で自動的に停止電力を算定しますので、必ず内容をご確認いただき、自身で算定した結果と異なる場合は計画の修正をしてください。</p> <p>【前提条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業停止期間の供給力は0kWとして月平均値を算定 ・応札単位に複数の電源がある場合、号機毎のアセスメント対象容量を各電源の設備容量で配分 ・停止時間は考慮せず、停止日単位で月平均値を算定 <p>なお、整合確認は必要に応じて実施いたします。</p>
16	7	「注3」にて「調整係数が適用される電源の出力可能容量は調整係数を乗じて算定します。」とあり、「注4」には「出力可能量の合計値が応札単位のアセスメント対象容量を下回る場合は、作業のない電源についても号機単位で出力可能量を提出する必要があります。」と記載がある。アセスメント対象容量は、変動電源は調整係数を乗じて算出されますが、純揚水は、調整係数を乗じる前の発電機出力を指す（各月の管理容量）と認識しております。このため、純揚水については「調整係数を乗じる前の出力可能量」と「アセスメント対象容量」を比較するのが正しいのでは無いでしょうか。	純揚水のアセスメント対象容量は、変動電源のアセスメント対象容量と異なり調整係数が反映されていないため、純揚水の出力可能量と比較する対象は純揚水のアセスメント対象容量に調整係数を乗じた値とします。

項番	頁	ご意見	回答
17	7	<p>「※1：対象となる容量停止計画」にて、但し書きで、「ただし、日数が短く休日等の軽負荷時に実施可能な場合は、通常、停止電力としては見込みません。」と記載されているため、容量停止計画の対象外の作業停止計画があると認識しました。他方、マニュアルにて、容量停止計画は、作業停止計画の内容と整合性を図る必要があるとされているが、整合が求められるのは容量停止計画の対象のみと認識してよろしいでしょうか。（容量停止計画において対象外の作業が、作業停止計画において対象の作業となる場合は問題ないでしょうか。）</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>
18	7	<p>「1.3 本業務の対象となる容量停止計画」について、「調整期間終了後、供給信頼度の基準を満たしていない エリア・期間に容量停止計画を提出している電源は調整不調電源となり～～」とあります。これは追加設備量を利用している場合も含んだ記載と理解しておりますが、他でも記載がある『供給信頼度確保に影響を与えている場合』との違いが分かりにくいいため、記載を明確化できないでしょうか。31頁も同様と考えます。</p>	<p>ご認識のとおり、供給信頼度の基準には追加設備量を利用する場合の基準又は供給信頼度確保に影響を与える場合の基準が含まれます。表現を明確にするため、業務マニュアルの内容を修正いたしました。</p>
19	10	<p>通常、停止計画は一般送配電事業者との協議により停止予定の摺り合わせをしていくが、本マニュアル案のとおりだと、容量提供事業者の停止計画は、一般送配電事業者の流通設備作業に合わせるしかないのではないかと。</p>	<p>電源の作業計画は一般送配電事業者の流通設備作業に同調いただくことが基本となりますが、事業者にて同調の可否について検討いただくことを否定するものではありません。</p>

項番	頁	ご意見	回答
20	10	2024年度の売電先（発電契約者）が決定していない場合の手続きを本マニュアルに記載してもらいたい。	売電先の有無に関係なく、容量提供事業者にて本マニュアルに沿った手続きをお願いします。
21	10	「容量停止計画の提出手続き」について、長期固定電源以外においては「流通設備作業の調整・連絡」の項目が無いように見受けられたが、「作業停止計画調整マニュアル」にて可能な限り作業同様による発電制約の最小化を図ることとしているため、「流通設備作業の調整・連絡」が実施されている前提であるため記載が無いという理解でよいか。	長期固定電源の容量停止計画を踏まえ、一般送配電事業者が流通設備作業の調整を行い、発電契約者に対して流通設備作業の情報を連絡します。 上記の電源以外の電源の作業計画は一般送配電事業者の流通設備作業に同調いただくことが基本となりますが、事業者にて同調の可否を検討いただくものと考えます。
22	11	注：「別途発電契約者が広域機関システムに登録している作業停止計画～」とありますが、現在、大手電力会社が組成するバランシンググループに属しており、直接、広域機関システムに作業停止計画を登録しておりません。この場合においても「広域受付番号（7桁）」を取得し広域受付番号入力シート（様式1）を提出することで、作業停止計画から容量停止計画への変換を希望できるとの認識ですが、この場合の「広域受付番号（7桁）」の取得方法（大手電力会社に個別に問い合わせる必要があるのか、今後、待っていれば容量提供事業者向けに通知等が行われるのか、又は広域機関システムで参照可能となるのか）について、本マニュアルにおいて明示していただけないでしょうか。	作業停止計画から容量停止計画への変換を希望する場合、作業停止計画を広域機関システムに提出した際に発番される「広域受付番号（7桁）」が必要となります。容量提供事業者が作業停止計画を提出していない場合は、作業停止計画を提出している発電契約者等に「広域受付番号（7桁）」を確認のうえ、対応をお願いします。

項番	頁	ご意見	回答
23	11	<p>「注：作業停止計画から容量停止計画への変換」に広域受付番号入力シートの必要情報として広域受付番号（7桁）があるが、作業停止計画は翌々年度の原案提出が毎年10月末頃であり、スケジュール上、変換を要するタイミングでは当該値を受領していないのではないかと。</p>	<p>長期固定電源の容量停止計画への変換を希望する場合は、7月末日の10営業日前までに、作業停止計画を提出いただき、広域受付番号（7桁）を取得してください。</p>
24	12	<p>「容量提供事業者は、発電契約者が提出した作業停止計画（年間）について発電契約者から情報共有を受け、本章『2.1.2 長期固定電源の容量停止計画の提出 手続』及び『2.1.4 容量停止計画の提出 手続』において作業停止計画と整合を図ったうえで容量停止計画（年間）を提出する必要があります」と記載があるが、ここで言う「作業停止計画（年間）」というのは具体的にどの断面の作業停止計画（年間）を指しているのか。対象電源すべてについて、N-2年度7月末までに再度提出するタイミングがあるという理解でよいか。</p>	<p>容量停止計画と作業停止計画のそれぞれの提出のタイミングにおいて、内容の整合を図っていただく必要があります。</p>
25	12	<p>「2.1.1.1作業停止計画(年間)の共有」に「作業停止計画と整合を図ったうえで容量停止計画（年間）を提出する必要があります。」とあるが、整合確認は行われるか。行われる場合、作業停止計画が都度変更が生じていることから、どのタイミングで行われるかご教授いただきたい。</p>	<p>整合確認は必要に応じて実施する予定です。やむを得ない理由があり作業停止計画が変更となる場合は、容量停止計画も整合を取り変更していただく必要があります。</p>

項番	頁	ご意見	回答
26	13	「実需給期間中に出力停止等を必要とし、流通設備作業に同調を求める～」とありますが、同調を求める対象電源を有するとは、具体的にどのような事例を想定されているのでしょうか。	当該年度において長期固定電源に出力抑制等が発生する流通設備作業については、長期固定電源の作業停止に同調することを原則としております。長期固定電源の作業停止を一般送配電事業者が把握するため、流通設備作業へ同調を希望する長期固定電源を保有する容量提供事業者は、7月末までに容量停止計画の提出をしてください。ただし、必ずしも流通設備作業が同調できるとは限りません。
27	13	「・・・変換を希望する場合には、2022年7月末日の10営業日前までに・・・」とあるが、これまでの公開資料において7月末までに提出とされていた経緯からすると、変換を希望する場合においても7月末までを期日とすべきではないか	別途広域機関システムに提出した作業停止計画から容量停止計画への変換を容量提供事業者が希望し、広域機関が登録を行った場合、容量提供事業者は容量市場システムに登録された容量停止計画の内容を確認し、必要に応じて提出期日までに修正を行っていただく必要があるため、7月末日の10営業日前としています。なお、変換を希望する場合の提出期日以降は容量市場システムから容量停止計画を直接提出してください。
28	13	長期固定電源については、「実需給期間中に出力停止等を必要とし、流通設備作業に同調を求める対象電源」は7月末までに提出と記載あるが、これは容量提供事業者が同調を求める電源のみ提出（容量提供事業者の裁量で選択可能）であり、その他の長期固定電源は10月末に提出するという解釈で良いか。	ご理解のとおり、当該年度において長期固定電源に出力抑制等が発生する流通設備作業については、長期固定電源の作業停止に同調することを原則としております。長期固定電源の作業停止を一般送配電事業者が把握するため、流通設備作業へ同調を希望する長期固定電源を保有する容量提供事業者は、7月末までに容量停止計画の提出をしてください。ただし、必ずしも流通設備作業が同調できるとは限りません。同調を求めない場合は10月末までに提出してください。

項番	頁	ご意見	回答
29	13	<p>「2.1.2.1 長期固定電源の容量停止計画（年間）の提出手続」に2022年7月末日までに流通設備作業に同調を求める長期固定電源の容量停止計画（年間）の提出が必要とある。容量停止計画は変動電源（単独）および安定電源を対象に提出が必要である認識であり、変動電源（アグリ）は提出しないが、変動電源（アグリ）は流通設備作業どのように同調を求めるのか。</p>	<p>変動電源（アグリ）の電源における作業調整は作業停止計画調整マニュアルに則って行われます。</p>
30	13	<p>「長期固定電源の容量停止計画（年間）の提出手続」にて、マニュアルに「対象電源のうち長期固定電源（原子力、水力（揚水式を除く。）又は地熱）について、実需給期間中に出力停止等を必要とし、流通設備作業に同調を求める対象電源を有する容量提供事業者は」と記載があるが、ここで示す「流通設備作業に同調を求める対象電源」は長期固定電源に限定されま すでしょうか。 その場合、9月末日までに属地一般送配電事業者から通知される流通設備作業について、長期固定電源以外（火力発電機、揚水式水力発電機等）の作業計画はN-3年度の2月の計画をもとに流通設備作業が計画されることになり、N-3年度以降に変更した作業計画の実態と乖離した流通設備作業計画となる虞がある。よって、年間作業停止計画の調整開始時期を必要に応じて前倒しするなど、実態と乖離した流通設備作業計画とならないように調整いただけると認識してよろしいでしょうか。</p>	<p>「2.1.2.1長期固定電源の容量停止計画（年間）の提出手続」にて提出して頂く容量停止計画（年間）は、長期固定電源（原子力、水力（揚水式を除く。）又は地熱）に限ります。 年間作業停止計画の調整開始時期の前倒し等の対応については、一般送配電事業者にお問い合わせください。</p>

項番	頁	ご意見	回答
31	13	<p>長期固定電源の対象電源をマニュアル内に明記頂きたい。</p> <p>なお、変動電源（単独）は長期固定電源に該当するとの認識でよいか。</p> <p>変動電源（単独）が長期固定電源に該当するのであれば、変動電源（単独）のうち小規模水力は設備数が多く、容量停止計画の提出手続の作業期間を要することから、「長期固定電源の容量停止計画の提出手続」の期限である7月末日以降の提出も可能として頂きたい。</p>	<p>業務規程において、長期固定電源（原子力、水力（揚水式を除く。）又は地熱）と定義しております。</p> <p>当該年度において長期固定電源に出力抑制等が発生する流通設備作業については、長期固定電源の作業停止に同調することを原則としております。長期固定電源の作業停止を一般送配電事業者が把握するため、流通設備作業へ同調を希望する長期固定電源を保有する容量提供事業者は、7月末までに容量停止計画の提出をしてください。</p> <p>ただし、必ずしも流通設備作業が同調できるとは限りません。同調を求めない場合は10月末までに提出してください。</p>
32	14	<p>「応札単位に複数の電源がある場合、各電源の設備容量で 停止電力を 按分」とあるが、容量市場システムでは計量単位で容量を登録している一方、作業停止システムは号機ごとの提出としており、登録情報が整合しない、このような場合に交換を希望した場合どのように交換されるか。</p> <p>また、年間停止計画と容量停止計画の整合はどこまで確認するのか</p>	<p>本機関において作業停止計画から容量停止計画の変換は、次の前提で自動的に停止電力を算定しますので、必ず内容をご確認いただき、自身で算定した結果と異なる場合は計画の修正をしてください。</p> <p>【前提条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業停止期間の供給力は0kWとして月平均値を算定 ・応札単位に複数の電源がある場合、号機毎のアセスメント対象容量を各電源の設備容量で配分 ・停止時間は考慮せず、停止日単位で月平均値を算定 <p>なお、整合確認は必要に応じて実施いたします。</p>
33	14	<p>「・・・属地 一般送配電事業者と同調に関係する 他の 事業者 の同意が得られることを条件 に追加・変更が認められる」とあるが、容量提供者からは影響のある他の事業者が不明であることから、変更の必要が出た場合、属地の一般送配電事業者へ申し出ると、一般送配電事業者が他の事業者へ確認していただけるという認識でよいか</p>	<p>容量停止計画の追加・変更の必要が生じた場合の調整の主体は容量提供事業者となります。具体的な手続き（連絡先リストの提供等）につきましては属地一般送配電事業者と協議となります。</p>

項番	頁	ご意見	回答
34	14	「月を跨ぐ作業がある場合、各月の出力可能量を算定し、個々に長期固定電源の容量停止計画（年間）を提出」とあるが、年間停止計画は月を分割せずに提出しているため、容量停止計画と年間停止計画で期間の分割の有無の差が出るが問題ないか	停止作業が月を跨ぐ場合、容量停止計画は各月に分割して算定をお願いします。
35	14	工事などで送配電業者が発電機の単独運転にて系統に供給したい場合、発電機は系統から切り離されることとなり、容量停止計画に影響を与えられそうですが、こちらについてはどのような登録処理となるでしょうか。	属地一般送配電事業者との作業調整の結果、出力の停止や抑制を伴う場合はその作業内容を反映した容量停止計画を提出していただきます。
36	14	「注3」にて「属地一般送配電事業者と同調に係る他の事業者の同意が得られることを条件に追加・変更が認められます」とあるが容量提供事業者として変更の必要が生じた場合、一送に調整いただける認識でよいのか。28頁の注3も同様。	容量停止計画の追加・変更の必要が生じた場合の調整の主体は容量提供事業者となります。具体的な手続き（連絡先リストの提供等）につきましては属地一般送配電事業者と協議となります。

項番	頁	ご意見	回答
37	14	<p>「注3：容量停止計画提出後の変更について」にて、マニュアルに『2022年7月末までに、容量市場システムに流通設備作業に同調を求める長期固定電源の容量停止計画（年間）を提出した以降は、属地一般送配電事業者と同調に関する他の事業者の同意が得られることを条件に追加・変更が認められます。』と記載があるが、2022年7月末以降において設備トラブル・メーカーや作業員の確保などによる時期の調整が必要になる場合についても、他の事業者の同意が得られないときは追加・変更は一切認められないということでしょうか。また、他の事業者の同意を得るプロセスを具体的にどこに記載していないのでしょうか。なお、同意を得るプロセス次第かと存じますが、電力設備の保全や作業員の安全確保の観点から、状況に応じて他の事業者の同意の有無に関わらず追加・変更が認められる旨の記載は必要ではないでしょうか。</p>	<p>やむを得ない理由により、作業計画を追加・変更する場合は、作業変更により影響を受ける他の事業者の同意が得られることを基本に、追加・変更が認められると考えます。同意を得る主体は容量提供事業者となりますので、具体的な手続き（連絡先リストの提供等）につきましては属地一般送配電事業者と協議となります。</p>
38	15	<p>「…、2022年9月末日までに、発電制約…通知…」とあるが、10月末の容量停止計画提出に向けた作業を進めており、1か月前では制約を折り込むのが困難であるため、より早く通知いただくことはできないか</p>	<p>発電制約量の通知を早めた場合、長期固定電源の容量停止計画の提出も前倒しとなるため、現在のスケジュールとしております。</p>
39	15	<p>「なお、流通設備の作業は、同調に関する他の事業者の同意が得られることを前提に作業計画変更を可能とし、変更があった場合は属地一般送配電事業者から変更後の流通設備作業を発電制約が必要となる発電契約者に通知されます。」とあるが、9月末以降にトラブル等により流通設備作業が追加・変更になった場合は、作業計画変更は可能という理解でよいか。また、9月末以降にトラブル等により発電機作業が追加・変更になった場合も同様という理解でよいか。</p>	<p>9月以降に同調を求められる流通設備作業が追加・変更になった場合は、容量停止計画の変更は可能となります。 なお、9月以降にトラブル等により発電機作業の追加・変更が必要となった場合は、関係する他の事業者の同意が得られることを条件に追加・変更が認められます。</p>

項番	頁	ご意見	回答
40	15	「2.1.3.1流通設備作業の情報共有」に制約量通知のフォーマットが示されているが、作業調整マニュアルに基づく制約量通知(現状は翌々年度の抑制量通知を3月、翌年度の抑制量通知を12月、3月に受領している。)は、今後も継続されるのか。(調整期間終了以降に追加・変更することは、原則として認められないと記載されている。)	需給状況を踏まえた作業停止計画調整マニュアルに基づく調整は今後も継続されます。なお、作業計画を追加・変更する場合は、作業変更により影響を受ける他の事業者の同意が得られることを基本に、追加・変更が認められるものと考えます。
41	15	「2.1.3.1 流通設備作業の情報共有」で、“当該流通作業に関する以下の事項（表2-2流通設備作業参照）について、2022年9月末日までに、発電制約が必要となる発電契約者にEXCELファイル（様式2）にて通知”とあります。ここで言う「発電契約者」は、流通設備作業に同調を求める事業者と求めない事業者の両方を含むのでしょうか。また、発電契約者と容量提供事業者が異なる場合、容量提供事業者に情報が届くまで時間を要することを懸念します。10月末までの原案提出まで時間もないため、9月末の発電契約者への通知と並行して容量提供事業者にも通知をいただきたいと考えております。	流通設備作業により抑制が発生する発電契約者に対して9月末までに通知が行われますので、速やかに連携をお願いいたします。
42	16	「注2：流通設備作業に伴う発電制約一覧（別紙）について」について、「発電機停止計画があり発電機作業停止を実施した場合における発電制約量（送電端）」の制約量を用いる旨の記載があるが意図はなにか。発電機作業停止日程が変更となる可能性もあるため、発電機作業停止がない場合の発電制約量も考慮したほうがよいのではないか。	提出されている容量停止計画を踏まえ発電制約量を通知する予定のため、「発電機停止計画があり発電機作業停止を実施した場合における発電制約量（送電端）」を用いて検討された容量停止計画を提出して頂くこととしています。
43	16	容量停止計画の提出にあたり、「注2」にて記載された制約量通知を反映した出力可能容量[kW]を算定する必要があると考えるが、調整係数が適用される電源の場合、抑制量を減じた出力に調整係数を乗じることでよいか。また応札単位に複数の電源がある場合、抑制量の配分の仕方は事業者判断でよいか。	ご認識のとおりです。

項番	頁	ご意見	回答
44	16	<p>「注 2：流通設備作業に伴う発電制約一覧（別紙）について」にて、マニュアルに『属地一般送配電事業者が制約量を「発電機停止計画があり発電機作業停止を実施した場合における発電制約量（送電端）」及び「発電機作業停止がない場合における発電制約量（送電端）」の 2 種類で通知した場合、「発電機停止計画があり発電機作業停止を実施した場合における発電制約量（送電端）」の制約量を用いて検討をお願いいたします。』と記載があるが、作業調整前の段階から流通設備作業と発電機作業が同調できる前提とするのはその後の調整において問題が生じないでしょうか。制約量通知の後に提出される作業停止計画および容量停止計画に対して、属地一般送配電事業者は、流通設備作業を調整して、発電機作業に同調していただけるものと認識してよろしいでしょうか。</p>	<p>提出されている容量停止計画を踏まえ発電制約量を通知する予定のため、「発電機停止計画があり発電機作業停止を実施した場合における発電制約量（送電端）」を用いて検討された容量停止計画を提出して頂くこととしています。</p> <p>電源の作業計画は一般送配電事業者の流通設備作業に同調いただくことが基本となりますが、事業者にて同調の可否を検討いただくものと考えます。</p>
45	16	<p>「2.1.3.1 流通設備作業の情報共有」の注 1 に『通知される作業停止計画』が 3 つ（①広域連系、②30日以上、③発電制約を伴うもの）挙げられています。これら 3 つすべてを満たすものが通知されるのか、それともどれか 1 つでも満たすものが通知されるのか、明確に読み取れないため明記いただけないでしょうか。どれか 1 つでも満たすものが通知されると理解しています。</p>	<p>流通設備作業に関する事項については、属地一般送配電事業者から発電制約が必要となる発電契約者に通知されます。</p> <p>なお、2022年9月末に通知のされる内容は、次に示す流通設備作業のすべてを満たすことを基本とし、各エリアの系統状況や計画停止調整状況を勘案し、必要に応じて通知されます。なお、9月末以降に流通設備作業の追加・変更がある場合は、次の条件に関わらず、都度通知されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域連系系統における作業停止計画 ・停止期間が30日程度を超える作業停止計画 ・流通設備作業により発電抑制を伴う作業停止計画 <p>なお、手続明確化のため、業務マニュアルの表現を修正いたします。</p>

項番	頁	ご意見	回答
46	17	<p>実需給年度1年半前の作業調整段階では、停止作業業者のスケジュール設定に関する制約も不明瞭なことから、定期整備等の日単位の計画スケジュールの確定は困難なことが予想されます。尤度が設定されるものでしょうか。</p>	<p>容量市場は実需給年度2年前に容量停止計画の調整を行い、実需給年度1年前に調整結果等を踏まえて追加オークションの開催判断を行い実需給年度を向かえます。したがって実需給年度2年前に作業停止調整を実施し、作業計画を確定させることとしています。</p>
47	17	<p>「…変換を希望する場合には、2022年10月末日の10営業日前までに…」とあるが、これまでの公開資料において10月末までに提出とされていた経緯からすると、変換を希望する場合においても10月末までを期日とすべきではないか</p>	<p>別途広域機関システムに提出した作業停止計画から容量停止計画への変換を容量提供事業者が希望し、広域機関が登録を行った場合、容量提供事業者は容量市場システムに登録された容量停止計画の内容を確認し、必要に応じて提出期日までに修正を行っていただく必要があるため、10月末日の10営業日前としています。</p> <p>なお、変換を希望する場合の提出期日以降は容量市場システムから容量停止計画を直接提出してください。</p>
48	19	<p>容量市場システムからダウンロードするCSVファイルについて、事前にご提供頂きますと幸いです。</p>	<p>容量市場システムの容量停止計画一覧画面にて「設定用CSV出力」を押下することで、「容量停止計画設定CSV」をダウンロードすることが可能です。</p> <p>また、別途予定している容量市場システムマニュアルの公表時に、サンプルファイルも公表いたします。</p>
49	22	<p>「…なお、広域機関システムに作業停止計画を提出していない場合は、空欄となります。」とあるが、直接容量停止計画を提出する場合、先に容量停止計画を提出し、年間停止計画の提出が後になうことも許容されると理解したがそれでよいか</p>	<p>ご認識のとおりです。なお、容量停止計画と作業停止計画は提出する時点で整合したものを提出してください。</p>

項番	頁	ご意見	回答
50	22	容量停止計画の記載項目の一つに出力可能容量[kW]があるが、号機ごとの情報は容量市場システムの詳細情報に登録されていることから、出力可能容量[kW]登録にあたって証憑類の提出は不要の認識でよいか。	ご認識のとおりです。
51	22	容量停止計画の記載項目に「停止容量」がないが、40頁の図4-7にあるように容量停止計画の調整に対する経済的ペナルティの算定には停止容量が必要となる認識。どのように停止容量を算定されるのかをマニュアルに記載いただきたい。	本機関が提示する情報の中で、減額率の算定に必要な情報も合わせてお示します。
52	23	「なお、容量停止 計画の変更により、供給信頼度確保に影響を与える場合、通常の作業調整により科される経済的ペナルティの 1.5 倍の経済的ペナルティが科される場合があります。」とあるが、具体的にどのような場合に1.5倍となるか例示すべきではないか	容量停止計画の調整業務において、容量停止計画の調整期間の終了以降に容量停止計画の追加・変更を行った際に供給信頼度確保に影響を与える場合に、通常の作業調整により科される経済的ペナルティの1.5倍の経済的ペナルティが科される場合があります。
53	23	「注：実需給前年度の容量停止計画の提出容量停止計画の調整手続は、原則 2022 年 12 月末日まで行います。容量停止計画を調整期間終了以降に追加・変更することは、原則として認められておりません。ただし、突発的な事象や一般送配電事業者との調整によって容量停止計画の調整期間の終了以降に容量停止や抑制が必要となった場合は、例外的に容量停止計画の調整期間の終了以降にも容量停止計画の提出が認められます。…」と記載があるが、長期固定電源も含めた対象電源に対する記載と認識してよろしいでしょうか。	ご認識のとおり、長期固定電源も含めた対象電源に対する記載です。

項番	頁	ご意見	回答
54	27	<p>「注3：調整期間の終了後の容量停止計画の変更について」にて、マニュアルに「また、容量停止計画の変更により、供給信頼度確保に影響を与える場合、通常の作業調整により科される経済的ペナルティの1.5倍の経済的ペナルティが科される場合があります。ただし、流通設備作業の追加・変更に伴う容量停止計画の追加・変更はこの限りではありません。」とあるが、マニュアルに「調整期限終了後の流通設備作業の追加・変更に伴い、容量停止計画が追加・変更となり、供給信頼度確保に影響を与える場合、ペナルティの1.5倍の経済的ペナルティは例外」との記載を踏まえると、通常の経済ペナルティ（容量確保契約金額の減額）の対象になるのでしょうか。また、通常の経済ペナルティ（容量確保契約金額の減額）の対象となる場合、調整期限終了後の容量停止計画の変更は認められるのでしょうか。</p>	<p>流通設備作業の追加・変更に伴う容量停止計画の追加・変更を行った場合は、通常の経済的ペナルティも含めて経済的ペナルティは科されません。</p>
55	28	<p>調整STEPの開始・終了および調整期間自体の終了は広域機関のHPで公表されることでしょうか</p>	<p>容量市場システム等を通じ、容量提供事業者に公表する予定です。</p>
56	28	<p>注1に「供給力の確保状況により調整期間を延長する場合があります」とあるが、具体的にはどのような場合が想定されているか。</p>	<p>具体的な事象を想定しているものではありません。</p>

項番	頁	ご意見	回答
57	28	注3に「追加・変更する場合は、作業変更により影響を受ける他の事業者の同意が得られることを基本に、追加・変更を認めることとします。」とありますが、容量提供者からは影響のある他の事業者が不明であることから、変更の必要が出た場合、属地の一般送配電事業者へ申し出ると、一般送配電事業者が他の事業者へ確認していただけるという認識でよいか	容量停止計画の追加・変更の必要が生じた場合の調整の主体は容量提供事業者となります。具体的な手続き（連絡先リストの提供等）につきましては属地一般送配電事業者と協議となります。
58	28	注3に「ただし、法令上の対応や緊急的な設備トラブルの要因による追加・変更はこの限りではありません」とありますが、この場合の減額ペナルティはどのような考えで算出されるのでしょうか。	供給信頼度確保に影響を与える場合、通常の作業調整により科される経済的ペナルティの1.5倍の経済的ペナルティが科される場合があります。
59	28	「注3：調整期間の終了後の容量停止計画の変更について」について、「容量停止計画の調整期間の終了以降は、原則として、容量停止計画の追加・変更は認めないこととします。同様に、電源の出力停止等を伴う流通設備作業についても、原則として、容量停止計画の調整期間の終了以降は、追加・変更は認めないこととします。ただし、法令上の対応や緊急的な設備トラブルの要因による追加・変更はこの限りではありません。」とあるが、調整期間終了後の計画的な作業調整は全く許容しないということか。調整期間終了後も、需給状況の変化等により作業調整を実施する必要性が出てきた場合はどのような業務フローになるのか。	やむを得ない理由により、容量停止計画の調整期間の終了以降に作業計画を追加・変更する場合は、作業変更により影響を受ける他の事業者の同意が得られることを基本に、追加・変更を認めることとします。

項番	頁	ご意見	回答
60	28	<p>「注 3 : 調整期間の終了 後の容量停止計画 の変更について」について、「容量停止計画の調整期間の終了以降は、原則として、容量停止計画の追加・変更は認めないこととします。同様に、電源の出力停止等を伴う流通設備作業についても、原則として、容量停止計画の調整期間の終了以降は、追加・変更は認めないこととします。ただし、法令上の対応や緊急的な設備トラブルの要因による追加・変更はこの限りではありません。」とあるが、ただし書きは流通設備作業以外にも適用されるという理解でよいか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
61	28	<p>「注 3 : 調整期間の終了 後の容量停止計画 の変更について」について、「なお、やむを得ない理由により、容量停止計画の調整期間の終了以降に作業計画を追加・変更する場合は、作業変更により影響を受ける他の事業者の同意が得られることを基本に、追加・変更を認めることとします。」とあるが、流通設備作業のみに適用されるという理解でよいか。また、この場合の具体的な業務フローはどのようなものか。</p>	<p>流通設備作業以外にも適用されます。 容量停止計画の追加・変更をする場合は容量提供事業者にて調整していただく必要があります。具体的な手続き（連絡先リストの提供等）につきましては属地一般送配電事業者と協議となります。</p>
62	28	<p>「注 3 : 調整期間の終了 後の容量停止計画 の変更について」について、「また、容量停止 計画の変更により、供給信頼度確保に影響を 与える 場合、通常の作業調整により科される 経済的ペナルティの1.5倍の経済的ペナルティが科される場合があります。ただし、流通設備作業の追加・ 変更に伴う容量停止計画の追加・ 変更はこの限りではありません」とあるが、ただし書きについては通常の経済的ペナルティは発生するのか。</p>	<p>流通設備作業の追加・変更に伴う容量停止計画の追加・変更を行った場合は、通常の経済的ペナルティも含めて経済的ペナルティは科されません。</p>

項番	頁	ご意見	回答
63	28	<p>「注3」にて、「調整期間の終了以降に作業計画を追加・変更する場合は、作業変更により影響を受ける他の事業者の同意が得られることを基本に、追加・変更を認める」とあるが、調整期間終了時点でペナルティは確定していると認識（調整不調ではない電源が、他電源の事後的な調整によって調整不調電源に変更になることはないとの認識）。このため、作業を追加・変更しようとも他の事業者が「作業変更により影響を受ける」とことは生じないのではないか。そうであれば、同意を得るケースは存在しないと思われるが、どのような状況を想定しているのか。</p> <p>また、仮に同意が必要なケースがあった場合に、どのように相手先と調整を行うのか。連絡先の確認方法など具体的な手続きについてマニュアルに記載いただきたい。</p>	<p>作業変更により影響を受ける他の事業者には、容量提供事業者の他に一般送配電事業者なども含まれます。</p> <p>容量停止計画の追加・変更の必要が生じた場合は容量提供事業者が調整の主体となります。具体的な手続き（連絡先リストの提供等）につきましては属地一般送配電事業者と協議となります。</p>
64	28	<p>「注2：調整期間の終了について容量停止計画の調整期間が終了すると、『4.1 容量確保契約金額の減額の確定』に移行します。容量停止計画の調整期間の終了以降は、原則として、容量停止計画の追加・変更が認められていません。」と記載があるが、実需給前年度の容量停止計画の調整手続きは例外的に認められると認識しておりますが、実需給断面に向けたリクワイアメントのための容量停止計画は実需給月の前月末まで提出可能である旨の記載は必要ではないでしょうか。</p>	<p>容量停止計画提出後は原則容量停止計画の追加・変更を認めないこととしております。</p> <p>一方で、やむを得ない理由により、作業計画を追加・変更する場合は、作業変更により影響を受ける他の事業者の同意が得られることを基本に、追加・変更を認めることとします。</p> <p>実需給中の計画停止における対応の手続の詳細は今後公表される業務マニュアルにて説明する予定です。</p>

項番	頁	ご意見	回答
65	28	<p>「注3：調整期間の終了後の容量停止計画の変更について」にて、マニュアルに「容量停止計画の調整期間の終了以降は、原則として、容量停止計画の追加・変更は認めないこととします。」と記載があるが、N年度の作業について、N-2年度の容量停止計画の調整期間の終了以降、N-1年度においても例外的には追加・変更することは可能である旨P.23に記載されておりますが、供給信頼度確保が十分ではない場合の改善に寄与する作業調整や、供給信頼度が十分に確保されている期間内での作業調整は、（例外的ではなく）原則として追加・変更を可能にさせていただくことは可能でしょうか。原則として、追加・変更が不可となる場合、N-2年度からN-1年度に向けて容量停止計画の改善インセンティブが生まれないため、広域・エリア需給バランスの見通しの確保にも悪影響が生じるのではないのでしょうか。</p>	<p>容量市場の全体スケジュールの中で、実需給年度2年前に容量停止計画の調整を行い、実需給年度1年前に調整結果等を踏まえて追加オークションの実施判断をすることとしています。したがって実需給年度2年前に作業停止調整を実施し、作業計画を確定させることとしています。</p> <p>一方で、従来より一般送配電事業者が需給状況などを踏まえて行う作業調整は今後も実施されます。作業計画を追加・変更する場合は、作業変更により影響を受ける他の事業者の同意が得られることを基本に、追加・変更が認められると考えます。</p>
66	28	<p>「注3：調整期間の終了後の容量停止計画の変更について」にて、マニュアルに「容量停止計画の調整期間の終了以降は、原則として、容量停止計画の追加・変更は認めないこととします。」と記載があるが、属地一般送配電事業者から発電契約者に通知される発電制約について、作業停止計画調整マニュアルに基づくと、流通設備作業が同じ場合でもN-2年度からN-1年度に原則として見直しされるものと認識しておりますが、P.23に記載されている実需給前年度の容量停止計画の提出容量停止計画の調整手続として例外的に対応する認識でよろしいのでしょうか？それともN-2年度に原則発電制約を確定される認識でよろしいのでしょうか？仮にN-2年度からN-1年度に原則として発電制約を見直しされる場合は、マニュアルに基本的な手続として記載する必要があるのでないのでしょうか。</p>	<p>容量市場の全体スケジュールの中で、実需給年度2年前に容量停止計画の調整を行い、実需給年度1年前に調整結果等を踏まえて追加オークションの実施判断をすることとしています。したがって実需給年度2年前に作業停止調整を実施し、作業計画を確定させることとしています。</p> <p>一方で、従来より一般送配電事業者が需給状況などを踏まえて行う作業調整は今後も実施されます。作業計画を追加・変更する場合は、作業変更により影響を受ける他の事業者の同意が得られることを基本に、追加・変更が認められると考えます。</p>

項番	頁	ご意見	回答
67	28	<p>「注3：調整期間の終了後の容量停止計画の変更について」にて、マニュアルに「また、容量停止計画の変更により、供給信頼度確保に影響を与える場合、通常の作業調整により科される経済的ペナルティの1.5倍の経済的ペナルティが科される場合があります。ただし、流通設備作業の追加・変更に伴う容量停止計画の追加・変更はこの限りではありません。」と記載があるが、ここでいう「ただし、流通設備作業の追加・変更に伴う容量停止計画の追加・変更はこの限りではありません。」とは、上文にあるただし書き、「ただし、法令上の対応や緊急的な設備トラブルの要因による追加・変更・・・」以外のことを指しており、その後になお書きで記載されている「なお、やむを得ない理由により、～作業計画を追加・変更する場合～」は含まれると認識してよろしいでしょうか。</p>	<p>「流通設備作業の追加・変更に伴う容量停止計画の追加・変更」は、理由の如何を問わず、流通設備作業が追加・変更となることによって、容量停止計画が追加・変更となる場合を指します。</p>
68	29	<p>3.1.1.1項に「電源が調整不調電源として登録された場合」とあるが、容量提供事業者としては、経済的ペナルティの強度を把握したいため、P36の4.1.1.1項と同様に「調整不調電源情報」の「日数」を確認できるようにしていただきたい。</p>	<p>本機関が提示する情報の中で、減額率の算定に必要な情報も合わせてお示しする予定です。</p>
69	30	<p>3.1.2.1項は「・・・調整に応じることができないやむを得ない理由がない限り・・・」とあるが、このやむを得ない理由の提出は4章で説明されているものと同じか、それとも調整できない場合はこの調整期間中に提出しなければならないのか</p>	<p>4章で説明しているものと同じとなります。</p>

項番	頁	ご意見	回答
70	30	「調整が可能である場合、発電契約者等の関係者と停止容量・停止期間の調整を行い、変更済みの容量停止計画を提出してください」とあるが、容量停止計画の変更の都度、年間停止計画も提出しなおす必要はあるか	作業に変更があった場合、容量停止計画だけでなく作業停止計画の運用ルールに則った対応をする必要があります。
71	30	「3.1.1.1調整が必要なエリア・時期の確認」にて図3-4が開示される情報である認識。作業停止可能量に幅が設けられているが、下限は追加設備量利用の上限値、上限は供給信頼度影響の上限値を表している認識でよいか。	供給信頼度を基準とする場合、作業可能量を算定する際に隣接エリアの供給信頼度の確保状況の影響を受け変動するため、幅を設けて提示するイメージを示しております。このイメージにおいて、追加設備量および供給信頼度に影響を与える量とは一致しません。
72	30	「3.1 容量停止計画の調整手続」の注1について、"供給力の確保状況により調整期間を延長する場合があります"との記載がありますが、計画確定後の供給計画策定業務への移行判断が必要であることを踏まえ、延長の有無に係わらず調整状況を周知していただけないでしょうか。	調整期間延長の有無に関しては、容量提供事業者に周知する予定です。
73	31	(確認) 注1に「…供給信頼度の基準を満たしている月に容量停止計画を提出している電源を調整不調電源の対象外とし…」とあるが、複数月に跨る作業はすべての月が基準内でなければ調整不調電源の対象外とならないという理解でよいか	ご認識のとおりです。

項番	頁	ご意見	回答
74	31	(確認) 注1に「STEP1終了時点で調整不調電源となっている電源を対象に容量停止計画の変更が可能」とあるが、STEP1で調整不調電源の対象外として登録された電源も変更可能という認識でよいか。	ご認識のとおり、STEP 2において、STEP 1で調整不調電源の対象外と判定された電源も計画変更が可能です。 STEP2開始時点で調整不調電源の対象外として登録された電源が作業調整した場合は、対象外として登録された状態が一旦無効となり、その後のSTEP 2 終了時の状況で再度調整不調電源の判定を行います。その結果STEP2終了時点で調整不調電源電源となっている場合は、STEP 3での調整対象となります。 手続の明確化のため、業務マニュアルの内容を修正いたしました。
75	31	「注1：調整期間中の調整を可能とする容量停止計画について」にて記載の「本機関が提示する情報を基に作業調整を行い..」とあるが、情報の更新頻度はどの程度か。 (参考：昨年8月_事業戦略部資料「容量停止計画の概要」記載の「1日1回実施予定」から変更はないか)	調整期間中において、毎営業日に変更された容量停止計画を反映し、供給信頼度の確保状況を確認し、容量提供事業者に提示する予定です。
76	31	・STEP 4の個別調整の依頼メールは具体的な補修調整の日程など（作業を〇〇日ずらしてください）が記載されて送付されるのか	具体的な調整の依頼内容は定めておりません。
77	31	・ここでいう「調整不調電源」とは、図3-4でいう「供給信頼度に影響する」ものだけか、それとも「追加設備量を利用」するものも含まれるのかどちらか。 ・もし、「調整不調電源」が「供給信頼度に影響する」ものだけだとすると、STEP1の段階で「追加設備量を利用」するものの作業が確定しまい、減額ペナルティが確定してしまうため、「追加設備量を利用」するものも「調整不調電源」に含めるべきではないか。	追加設備量を利用するものも含まれます。

項番	頁	ご意見	回答
78	31	<p>「STEP2（2022年11月第3週から12月第1週）」について、「供給信頼度に影響を与えない月」における調整不調となっていない電源についても容量停止計画の変更は不可能なのか。調整不調電源を作業調整する際に、玉つきで他の調整不調となっていない電源についても作業調整を実施する可能性があり、玉つきでの作業調整が不可となってしまうのか。</p>	<p>STEP 2 において、STEP 1 で調整不調電源の対象外と判定された電源も計画変更が可能です。</p> <p>STEP2開始時点で調整不調電源の対象外として登録された電源が作業調整した場合は、対象外として登録された状態が一旦無効となり、その後のSTEP 2 終了時の状況で再度調整不調電源の判定を行います。その結果STEP2終了時点で調整不調電源となっている場合は、STEP 3 での調整対象となります。</p> <p>手続の明確化のため、業務マニュアルの内容を修正いたしました。</p>
79	31	<p>「STEP3（2022年12月第2週から12月第4週）」について、Step2開始時点では調整不調でなかった電源についても、Step2以降で作業調整をした結果、調整不調になってしまった電源についても対象となってしまうのか。</p> <p>（例えば、人員の確保や作業場所の確保などの関係で、シリーズでの点検となっているユニットが複数台ある際に、Step1,2においてシリーズ電源のうちの一部電源が調整不調電源となり、容量計画を調整しようとした結果、その他のシリーズ電源（すでに非対象となった電源）が玉つきで、調整不調電源になってしまう場合など）</p> <p>上記の様な例の場合は、調整に応じることができないやむを得ない理由に該当するか否かを、その都度広域機関殿と確認・調整ということによいか。</p>	<p>STEP 3 については原則調整不調電源を対象として計画変更が可能となります。STEP2開始時点で一旦調整不調電源の対象外として登録された電源が作業調整した場合は、対象外として登録された状態が一旦無効となり、その後のSTEP 2 終了時の状況で再度調整不調電源の判定を行います。その結果STEP2終了時点で調整不調電源となっている場合は、STEP 3 での調整対象となります。</p>

項番	頁	ご意見	回答
80	31	「STEP4（2022年12月第5週）」について、個別調整時は、調整不調電源のみが対象ということか。そのほかの電源についても、協議によって合わせて調整可能という理解でよいか。	原則、調整不調電源のみが対象となります。
81	31	「各ステップにおいて、複数の事業者の調整が重複し、「供給信頼度に影響を与えない月」に調整した結果、当該月の供給信頼度が低下した場合、どのように処理されるのか。（先着での処理か、あるいは量での判断などか？）	各ステップの期間終了時点での供給信頼度の確保状況により調整不調電源判定を行います。

項番	頁	ご意見	回答
82	31	<p>「注 1：調整期間中の調整を可能とする容量停止計画について」にて、マニュアルに「STEP2～3 の期間は、本機関が提示する情報で、供給信頼度に影響を与える月の停止電力が現状より増加する変更はできません。」と記載があるが、調整不調電源の容量停止計画の調整・変更により、調整が必要のなかった月が、供給信頼度に影響を与える月に変化しないように、必要調整量の設定などにより管理していただけると認識してよろしいでしょうか。</p> <p>仮に調整不調電源の容量停止計画の調整・変更により、調整が必要のなかった月が、供給信頼度に影響を与える月に変化する場合、マニュアルに「STEP1～3終了時点で供給信頼度の基準を満たしている月に容量停止計画を提出している電源を調整不調電源の対象外として登録されます。」と記載があるが、供給信頼度に影響を与える月に変化した場合も調整不調電源の対象外のままで変化しない（登録確定したまま）と認識してよろしいでしょうか。（例えば、STEP 2 で供給信頼度に影響を与えない月に調整のうえ、対象外登録されてものの、STEP 3 で供給信頼度に影響を与える月になってしまう場合は、対象外のままでよろしいでしょうか。）（例えば、STEP 4 で個別調整を実施する場合に、STEP 1～3において調整不調電源の対象外としたものを含めた個別調整は実施しないでしょうか。）</p>	<p>ご認識のとおり、各ステップにおいて供給信頼度を確保しているエリア・月の容量停止計画を調整不調電源の対象外として登録を行います。一旦調整不調電源の対象外とされた電源は、容量停止計画を提出している月が後で供給信頼度に影響を与える月になった場合でも、調整不調電源となることはありません。</p> <p>ただし、STEP2において調整不調電源として登録された電源が計画変更する場合は、調整不調電源として登録された状態が一旦解除され、STEP 2 終了時点の供給信頼度の確保状況で再度判定されます。</p>
83	31	<p>「3.1.2.1 容量停止計画の調整可否の確認」の注1について、解釈の違いなどを防ぐ観点から、11月第1週などではなく具体的な期日を記載、あるいは併記していただけないでしょうか。</p>	<p>具体的な期日につきましては、別途公表する予定です。</p>

項番	頁	ご意見	回答
84	31,32	<p>31頁の「3.1.2.1容量停止計画の調整可否の確認 注1 STEP2」にて「STEP1 終了時点で調整不調電源となっている電源を対象に容量停止計画の変更が可能です。」とあり調整不調電源以外は変更不可と解釈できる。一方で、32頁の図3-6にはSTEP3に「調整不調月の電源以外は、計画変更不可」とあるが、調整不調月の電源以外を変更できる期限に関して矛盾が生じていないか。</p>	<p>STEP 2 において、STEP 1 で調整不調電源の対象外と判定された電源も計画変更が可能です。</p> <p>STEP2開始時点で調整不調電源の対象外として登録された電源が作業調整した場合は、対象外として登録された状態が一旦無効となり、その後のSTEP 2 終了時の状況で再度調整不調電源の判定を行います。その結果STEP2終了時点で調整不調電源電源となっている場合は、STEP 3 での調整対象となります。</p> <p>記載内容の平仄を合わせるため、業務マニュアルの内容を修正いたしました。</p>
85	32	<p>(意見) 図3-6は「容量停止計画調整スキーム」となっているが、「(P)」となっていたり、P31と異なる記載(STEP3で、図3-6では「調整不調月の電源以外は、計画変更不可」と記載があるが、P31注1には記載なし、など)となっていたりするため、修正が必要ではないか。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、容量停止計画調整スキームの手続きを明確にするため、業務マニュアルの内容を修正いたしました。</p>
86	32	<p>「3.1.2.1 容量停止計画の調整可否の確認 注：調整に応じることができないやむを得ない理由」にて「メーカー、作業員の確保などによる時期の調整が不可能な場合・その他本機関が妥当であると認めた場合」とあるが、調整ができなかった理由を広域殿に説明するにあたっての資料はどういったものになるか。具体例をご提示いただきたい。</p>	<p>指定の様式はございませんので、提出されたやむを得ない理由と証明する資料を提出いただき、個別に判断させていただきます。</p> <p>なお、やむを得ない理由を証明する資料は第三者が作成した資料を提出してください。</p>

項番	頁	ご意見	回答
87	33	「1 計量単位に複数ユニットがある場合、容量停止計画は容量市場システムに登録している電源等情報の詳細情報単位で提出する必要があります。」とあるが、詳細情報においても複数ユニットを一括して入力しており、年間停止計画のユニット単位と異なる場合はどのようにしたらよいか	容量市場システムに登録された詳細情報単位で容量停止計画を提出してください。
88	33	「3.1.3.1変更済み容量停止計画の提出手続」にて一括登録の方法が記載されているが、登録後、部分的な変更がある場合、容量停止計画毎の変更は可能か。	容量停止計画の変更がある場合、変更となる容量停止計画のみを提出いただくことが可能です。
89	34	<p>実需給年度2年前に提出した容量停止計画の調整に応じることができなかったが、実需給年度に当該停止計画が中止あるいは短縮となった場合、容量確保契約金額はどのようになるのか。</p> <p>また、その反対で実需給年度2年前に提出した容量停止計画に無い作業を、実需給年度2年前であれば調整対象であった期間に、停止計画を実需給年度に追加した場合、容量確保契約金額はどうなるのか。</p>	<p>容量市場の全体スケジュールの中で、実需給年度2年前に容量停止計画の調整を行い、実需給年度1年前に調整結果等を踏まえて追加オークションの実施判断をすることとしています。そのため調整期間終了後に停止作業が中止や短縮となったことを持って減額が確定したものは変わりません。</p> <p>なお、調整期間終了後に計画の追加・変更を行い、供給信頼度の確保に影響を与える場合、通常の作業調整により科される経済的ペナルティの1.5倍の経済的ペナルティが科される場合があります。</p>

項番	頁	ご意見	回答
90	36	<p>「電源等情報詳細画面」の「調整不調電源情報」にて「日数」「減額率[%]」を確認してください（図 4-4 参照）。電源が調整不調電源でない場合は、「日数」「減額率[%]」の欄が空欄、又は同欄に「0」と表示されます。」について、ペナルティ強度ごとの日数を確認するにはどうすればよいか。</p>	<p>本機関が提示する情報の中で、減額率の算定に必要な情報も合わせてお示します。</p>
91	36	<p>「4.1.1.1調整不調電源となった電源の確認」にて減額率をと提示いただけることだが、ご提示いただくタイミングは31頁記載の各STEP終了時点でご提示いただける認識でよいか。</p>	<p>本機関が提示する情報の中で、減額率の算定に必要な情報も合わせてお示しする予定です。 また、各STEP終了時点で調整不調電源として容量市場システムに登録された場合、その時点での応札単位の減額率が確認できる予定です。</p>
92	38	<p>「容量停止計画の調整に応じられなかった場合、2023年1月最終～」とありますが、広域機関へ提出する理由書については、指定の様式は無いとの認識でよろしいでしょうか。指定の様式がない場合、電源等情報の内、必須となる記載事項を明示していただきたい。また、「やむを得ない理由を証明する資料」についても具体的な例示をしていただけないでしょうか。</p>	<p>やむを得ない理由としては以下が挙げられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般送配電事業者との調整が必要である場合（送電線の停止のために計画停止の調整をする場合など） ・メーカー、作業員の確保などによる時期の調整が不可能な場合 <p>指定の様式はありませんので、提出されたやむを得ない理由と証明する資料を提出いただき、個別に判断させていただきます。なお、やむを得ない理由を証明する資料は原則第三者が作成した資料を提出してください。</p>

項番	頁	ご意見	回答
93	38	「容量停止計画を提出しているエリア・時期が供給信頼度確保に影響を与えている場合、メーカー・作業員の確保の理由等で調整不調電源となることを免れたとしても、供給信頼度確保に影響を与える際の減額対象であることは変わりません。」とあるが、このような場合でも調整不調電源となることを免れるメリットはあるか	調整不調電源となった場合、追加設備量を利用する場合の減額と供給信頼度確保に影響を与える場合の減額が科されます。ご質問のケースにおいては、追加設備量を利用する場合の減額は科されず、供給信頼度確保に影響を与える場合の減額のみが科されることとなります。 なお、取り扱いを明確化するため、業務マニュアルの内容を修正いたしました。
94	38	やむを得ない理由を証明する資料は様式自由でよいか。（例えばメーカ手配できない場合はその旨メーカからの返事が記載されたメールを添付すればよいか）	指定の様式はございませんので、提出されたやむを得ない理由と証明する資料を提出いただき、個別に判断させていただきます。 なお、やむを得ない理由を証明する資料は原則第三者が作成した資料を提出してください。
95	38	「調整に応じることができないやむを得ない理由」については、注1に一例は記載してあるものの、対象箇所での理由の有無については判断しかねるものと考えます。 したがって、理由が明らかに無い場合を除いて、基本的には何かしら理由を証明する資料とともに対象機関へ送付し、判断を委ねる対応という認識でよいか。	やむを得ない理由としては以下が挙げられます。 ・一般送配電事業者との調整が必要である場合（送電線の停止のために計画停止の調整をする場合など） ・メーカー、作業員の確保などによる時期の調整が不可能な場合 指定の様式はありませんので、提出されたやむを得ない理由と証明する資料を提出いただき、個別に判断させていただきます。なお、やむを得ない理由を証明する資料は原則第三者が作成した資料を提出してください。

項番	頁	ご意見	回答
96	38	p.7の注2にある「作業以外」の場合，本マニュアルによる調整対象には含まないとあることから，この旨もp.38内容とリンクする内容であると考えことから同内容の再掲等により明確化が必要と考える。	ご指摘の内容はマニュアル全体を対象に記載しておりますので、現在の記載のとおりとさせていただきます。
97	38	「4.1.2.1容量停止計画の調整に応じることができない理由の報告」にて「容量停止計画を提出しているエリア・時期が供給信頼度確保に影響を与えている場合、メーカー・作業員の確保の理由等で調整不調電源となることを免れたとしても、供給信頼度確保に影響を与える際の減額対象であることは変わりません。」とある一方で、容量確保契約約款第16条では調整不調電源に科される経済的ペナルティとして「追加設備量を利用する場合」、「供給信頼度確保へ影響を与える場合」が記載されている。容量確保契約約款の記載から、調整不調電源にしかペナルティはかからない認識であり、調整不調電源をま免れたのであれば、供給信頼度確保に影響を与える場合でも経済的ペナルティの対象外となるのではないか。	調整不調電源に科される経済的ペナルティについては、容量市場メインオークション募集要綱（対象実需給年度：2024年度）に記載のとおり、本機関が容量停止計画の調整ができなかった理由が合理的と判断する場合や、送配電設備の停止等により一般送配電事業者と容量停止計画の調整を実施した場合は、調整不調電源に科される経済的ペナルティの対象外とする場合があります。 ご意見を踏まえ、手続明確化のため、業務マニュアルの内容を修正いたします。

項番	頁	ご意見	回答
98	38	<p>「なお、調整に応じることができないやむを得ない理由がない場合は、調整に応じることができないやむを得ない理由の報告を行う必要はありません。」の記載について、マニュアルを踏まえると、原則、調整に応じる必要があると認識しているが、「調整に応じることができないやむを得ない理由がない場合」でも調整に応じないことが許されるように読み取れます。例えば、「なお、調整に応じることができないやむを得ない理由はあるものの、調整に応じることができないやむを得ない理由の報告により減額対象外にならないと事業者が自己判断する場合は、報告を行う必要はありません。」と記載いただいた方が良いのではないのでしょうか。</p>	<p>ご指摘の内容はやむを得ない理由の報告要否について説明しているため、業務マニュアルの記載は現状どおりとさせていただきます。</p>
99	39	<p>広域機関が妥当と認める場合について、いくつか具体的な例示があると参考になるので、記載を追加いただけないか</p>	<p>やむを得ない理由としては以下が挙げられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般送配電事業者との調整が必要である場合（送電線の停止のために計画停止の調整をする場合など） ・メーカー、作業員の確保などによる時期の調整が不可能な場合 <p>指定の様式はありませんので、提出されたやむを得ない理由と証明する資料を提出いただき、個別に判断させていただきます。なお、やむを得ない理由を証明する資料は原則第三者が作成した資料を提出してください。</p>
100	39	<p>「注1：調整に応じることができないやむを得ない理由」にて、マニュアルにやむを得ない理由として「一般送配電事業者との調整が必要である場合（送電線の停止のために計画停止の調整をする場合など）」と記載があるが、一般送配電事業者から通知される流通設備作業による「出力抑制」に伴う対象電源の出力停止等についても、調整に応じることができないやむを得ない理由（減額対象外）として認められるのでしょうか。</p>	<p>一般送配電事業者から通知される流通設備作業による「出力抑制」に伴う容量停止は容量提供事業者では調整出来ないため、調整不調電源となった場合は、調整に応じることができないやむを得ない理由に該当します。</p>

項番	頁	ご意見	回答
101	40	「調整により科される経済的ペナルティの 1.5 倍の経済的ペナルティが科される場合があります」という記載がありますが、1.5倍乗じられるペナルティは「計画停止調整」なのか「計画停止」なのか、もしくは両方ともに発生するのかご教授ください。	容量停止計画の調整業務において、容量停止計画の調整期間の終了以降に容量停止計画の追加・変更を行った際に供給信頼度確保に影響を与える場合に、通常の作業調整により科される経済的ペナルティの1.5倍の経済的ペナルティが科される場合があります。
102	41	審議結果の異議申し立てについて、広域機関内の同一の部署が審査するのであればあまり意味は無いと思うが、異議申し立てに関する広域機関の審査体制はどのようなものか	本マニュアルにおける異議申立の手続きは、容量提供事業者がやむを得ない理由の審査結果に対して異議がある場合に追加で説明や資料の提出を行い、本機関が再度審査を行うものです。本機関は市場管理者として、機関内で適切に異議申立の内容について審査を行ってまいります。
103	41	4.1.4.1項に「容量提供事業者は審査結果の受領から5営業日以内に異議申立を行うことができます」あるが、P40の4.1.3.1項で「やむを得ない理由の審査結果の受領」が2月末日の10営業日前であり、異議申立の妥当性審査も5営業日程度となる。もう少し時間に余裕を持ったスケジュールにしたい。	やむを得ない理由の審査結果は、2023年2月末日の10営業日前を期限に順次審査を行い、10営業日前を待たずに都度審査結果通知し、事業者さまの対応期間を確保するよう努めて参ります。
104	全体	容量市場の停止調整と、発電所が従来から行っている対送配電の年間、月間、週間、翌日計画の提出業務はどのような関係になるでしょうか。	従来より発電所が一般送配電事業者と行っている作業調整につきましては今後も変更ありません。容量停止計画は年間計画等と整合を図っていただく必要があります。なお、関係者の同意が得られることを基本に容量停止計画の追加・変更が認められます。

項番	頁	ご意見	回答
105	全体	作業マニュアル案の公表が3月末であり、確定が現時点で4月末とされており、7月末の長期固定電源の容量停止計画提出まで期限が無く事業者側の準備・体制づくりが間に合わない。そのため、今回に関してはスケジュールを再考し遅らせるべきではないか	容量停止計画の調整業務のスケジュールについてはこれまでも容量市場の在り方等に関する検討会などでお示ししてきているものになります。つきましては業務マニュアルで示しているスケジュールでのご対応の検討をお願いします。
106	全般	容量市場業務マニュアルにて、容量停止計画は、作業停止計画の内容と整合性を図る必要があるとされていることを踏まえて、容量市場業務マニュアルと作業停止計画調整マニュアルが整合するように両マニュアルを整理いただけないでしょうか？例えば、容量停止計画は、N年度の作業について、N-2年度の容量停止計画の調整期間の終了以降、原則、追加変更は不可となっているのに対して、作業停止計画は、主に作業調整の最適化、精緻化の観点から、N-2年度の作業停止計画をN-1年度で見直すことが可能となっており、不整合な状態である。このため、整合させるか、不整合な場合はどちらを優先するかを明確化していただけないでしょうか。	作業調整の最適化、精緻化などの観点から、作業停止計画調整マニュアルに基づく調整はN-1年度も継続されます。この調整の中で作業計画を追加・変更する場合は、作業変更により影響を受ける他の事業者の同意が得られることを基本に、追加・変更を認められるものと考えます。